

# 「年間医療費のお知らせ」は医療費控除の申告に利用できます

医療費控除をされる方は、「年間医療費のお知らせ」に記載されている合計額を、国税庁が発行している「医療費控除の明細書」に転記していただくと、1月から10月診療分の明細を省略することができます。その際には、「年間医療費のお知らせ」を添付してご提出ください。

## 〇〇年 年間医療費のお知らせ

事業所 〇〇テレビ 所属 報道部	被保険者番号 氏名 111 健保 太郎	様					
療養を受けた者の氏名 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称	療養を受けた年月	診療区分 また給付種別	日数	保険でかかった 医療費の総額 入院時食事療養費	健保組合が医療 機関に支払った額 国・県・市・区・町 村で支払った額	支払った 医療費の額 (薬剤負担額)又 は食事標準負担額	法定給付額 付加給付額
健保太郎 〇〇病院	〇〇.〇	本人外来	2	12 990	9 093	3 897	
健保太郎 ××薬局	〇〇.〇	調剤本人	2	27 810	19 467	8 343	
健保ハナ子 △△病院	〇〇.〇	家族入院	30	1 439 010 54 400	1 007 307	431 703 16 320	339 883 66 000
小計				1 479 810 54 400	1 035 867	443 943 16 320	339 883 66 000
合計						460 263	405 883

最後のページにのみ  
金額が記載されます。

※1 「支払った医療費の額」が実際に支払った金額と異なる場合は、訂正した額をご記入ください。

※2 健保組合からの給付金以外に、生命保険などで補填された金額がある場合は、その額を加算した額をご記入ください。

## 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 \_\_\_\_\_

転記

※1

※2

### 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
460,263 円	円	円

「医療費のお知らせ」が異なりますので、必ず裏面を

### 2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費		

11月・12月診療分については、お手元の領収書に基づいてこちらに記入してください。なお、詳しい記入方法等は最寄りの税務署にご確認ください。

## ～留意事項～

- 1月から10月診療分までの医療費が記載されています。11月と12月診療分については、病院からの医療費の請求が健保組合に届いていないため、記載されていません。別途お手元の領収書に基づいて「医療費控除の明細書」に記入する必要があります。
- 「支払った医療費の額」が実際に負担された額と異なる場合は、ご自身で金額を訂正していただく必要があります。
- 詳しい医療費控除の方法等は最寄りの税務署にご確認ください。
- この通知は再発行できませんので、大切に保管してください。